

PLAY 渋谷区認定制度実施要綱

令和 3 年 4 月 1 6 日 制 定

令和 6 年 4 月 1 日 一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、区を拠点に活動するスポーツチーム及び区のスポーツ振興の方針に賛同する企業、団体等（以下「企業等」という。）並びにスポーツの分野で著しい功績を残した区にゆかりのある者を、多角的な視点で区の地域スポーツに関わる PLAY 渋谷区として認定し、相互協力していくことで、区の P R とスポーツ振興を図ることを目的とする。

(対象)

第 2 条 PLAY 渋谷区の認定を受ける対象（以下「PLAY 渋谷区対象者」という。）は、次の各号に掲げる区分のいずれかに該当するものとする。

- (1) 区を拠点に活動するスポーツチーム又は区と協力して地域スポーツの振興を図る意志があり、区に対し実施可能な事業を提案し、今後の地域スポーツ振興のビジョンを示すことができるスポーツチーム
 - (2) 区内に本社、営業所、本部がある企業等又は区内で地域スポーツ振興に関連する事業等を実施した実績がある企業等で、区と協力して地域スポーツの振興に取り組む意志があり、区の P R を実施し、今後の地域スポーツ振興のビジョンを示すことができるもの
 - (3) 区内に在住、在勤若しくは在学し、又は区の出身である等、区にゆかりのある者で、国際大会又は国内大会で著しく優秀な成績を収めたもの
- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要と認める者を PLAY 渋谷区対象者とすることができる。

(役割)

第 3 条 第 7 条の規定により PLAY 渋谷区の認定を受けた者（以下「PLAY 渋谷区認定者」という。）の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第 1 条に規定する目的を理解し、区との相互の連携・協働により、地域スポーツの活性化に貢献すること。
- (2) 積極的に区を P R すること。

(遵守事項)

第 4 条 PLAY 渋谷区認定者が前条の役割を果たす場合における遵守事項は、次に掲げる

とおりとする。

- (1) 区の地域スポーツの振興に寄与するものであること。
- (2) 渋谷区スポーツ推進計画の目的に反しないこと。
- (3) 政治的活動又は宗教的活動を行わないこと。
- (4) 指導員派遣、ホームゲームへの招待等、前条の役割にふさわしいものであること。
- (5) 第1条に規定する目的に合致しているものであること。
- (6) PLAY 渋谷区認定者自らのためだけに行う活動をしないこと。
- (7) PLAY 渋谷区認定者が営む事業に関する販売、宣伝又は勧誘を行わないこと。ただし、事前に区長の承認を得た場合は、この限りでない。

(連携事項)

第5条 区は、PLAY 渋谷区認定者の活動に対し、広報その他の方法により支援するものとする。

2 PLAY 渋谷区認定者は、PLAY 渋谷区ロゴ及び PLAY 渋谷区の呼称を使用することができる。

(申請)

第6条 PLAY 渋谷区の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申込期間内に、次に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 認定申請書
- (2) 企業等にあつては、企業等の概要、代表者、担当者氏名及び連絡先を記載した書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(認定)

第7条 前条の規定により PLAY 渋谷区の認定申請があつたときは、第12条に規定する PLAY 渋谷区認定委員会（以下「認定委員会」という。）が選考する。

2 区長は、前項の規定による選考の結果を、認定通知書又は不認定通知書により申請者に対して通知する。

(認定の取消し)

第8条 区長は、PLAY 渋谷区認定者が、第3条の役割を果たしていない場合若しくは第4条の遵守事項に反した場合又は PLAY 渋谷区認定者から辞退の申出があつた場合は、認定を取り消し、又は停止することができる。

(届出)

第9条 PLAY 渋谷区認定者は、申請内容に変更があつた場合は、速やかに区長に届け出

るものとする。

(認定期間)

第10条 PLAY 渋谷区の認定期間は2年とし、更新を妨げない。

2 PLAY 渋谷区認定者は、認定期間を更新しようとするときは、認定期間満了の日の2月前までに区長に申請しなければならない。

(PLAY 渋谷区の権利の無断使用)

第11条 区長は、PLAY 渋谷区のロゴ及び呼称の無断使用があった場合は、直ちに当該行為の中止を求めるものとする。

(認定委員会)

第12条 区長は、PLAY 渋谷区の認定を実施するため、認定委員会を設置する。

(認定委員会の構成)

第13条 認定委員会は、次に掲げる職にある者をもって構成する。

(1) 学びとスポーツ部長

(2) 学びとスポーツ課長

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める者

(認定委員会の庶務)

第14条 認定委員会の庶務は、学びとスポーツ部学びとスポーツ課において処理する。

(委任)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、学びとスポーツ部長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。